

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、自主防犯活動の「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」という理念を基本とし、安全で安心して暮らせる奈良県を実現するため、自主防犯活動をし、又はしようとしている企業、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）を登録して、自主防犯の輪を広げ、より一層活発な自主防犯活動の推進を図ることを目的に、これらの事業所等を奈良県地域の防犯サポート事業所（以下「防犯サポート事業所」という。）として登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の対象）

第2条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）の対象となるものは、奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する事業所等とする。

（登録基準）

第3条 防犯サポート事業所の登録は、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に行うものとする。ただし、公序良俗に反する活動を行う等により奈良県知事（以下「知事」という。）が登録しないことが適切であると判断する場合（別紙1に該当する場合をいう。）は、この限りでない。

- （1）防犯サポート事業所活動メニュー（別紙2）に基づき、自主防犯活動を自主的かつ積極的に実施するものであり、当該メニューの各項目の点数の合計が7点以上となる活動を行えるものであること。
- （2）継続して自主防犯活動を行うことができるものであること。
- （3）必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ地域のボランティア活動団体等との連携が可能なものであること。
- （4）自主防犯活動について、知事に対し、その実施結果を報告することができる体制が整備されていること。

（登録手続等）

第4条 登録の申請をしようとする事業所等は、奈良県地域の防犯サポート事業所登録（変更）票（第1号様式）（以下「登録（変更）票」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業所等から提出のあった書面を審査し、防犯サポート事業所としての登録の可否を決定する。
- 3 知事は、登録を決定した事業所等に対して奈良県地域の防犯サポート事業所登録証（第2号様式）を交付するものとする。
- 4 知事は、審査の結果、防犯サポート事業所として登録しないことを決定した場合は、登録の申請をした事業所等に対して文書でその旨を通知するものとする。

(活動等についての照会)

第5条 知事は、防犯サポート事業所に対して、必要に応じて自主防犯活動の実施結果、登録の継続等について照会できるものとする。

2 前項の照会を受けた防犯サポート事業所は、奈良県地域の防犯サポート事業所活動結果（成果）報告書（第3号様式）により回答するものとする。

(登録の変更)

第6条 防犯サポート事業所は、登録（変更）票の記載事項に変更があった場合は、速やかに登録（変更）票を知事に提出するものとする。

2 知事は、防犯サポート事業所から前項の登録（変更）票を受理した場合は、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し及び抹消)

第7条 知事は、防犯サポート事業所から奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届（第4号様式）が提出されたときは、登録を取り消すものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 登録（変更）票の記載事項に偽りがあった場合

(2) 第5条の規定による照会に対する回答がない場合

(3) 第2条又は第3条に規定する要件を満たさなくなつたと認められる場合

(4) その他知事が防犯サポート事業所としてふさわしくないと判断した場合

3 前項の規定により登録を抹消した場合は、登録を抹消した事業所等に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた事業所は、奈良県地域の防犯サポート登録証（第2号様式）を速やかに知事に返還しなければならないものとする。

(データベースの公開及び取扱い)

第8条 知事は、防犯サポート事業所の情報を奈良県地域の防犯サポート事業所支援サイトで公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、登録（変更）票に記載された事項（非公開部分を除く。）並びに防犯サポート事業所活動メニュー（別紙2）及び自主防犯活動の結果報告の内容とする。ただし、公開すべき情報について、知事が事業の趣旨にふさわしくない等の理由により公開すべきでないと判断した場合は、公開しないものとする。

(支援等)

第9条 知事は、防犯サポート事業所に対して、次に掲げる支援等を行う。

(1) 全国地域安全運動等の防犯に関する情報を提供する。

(2) 事業所等内の教育を行うため、犯罪の発生状況、防犯対策等の資料の提供を行う。

(3) 事業所等の製品や印刷物等に「防犯サポート事業所」の表示ができるものとする。

(4) 防犯サポート事業所から奈良県に事業所名入り啓発品の提供があった場合に、県は、当該啓発品を全国地域安全運動等で使用できるものとする。

(5) 防犯サポート事業所の所在する地域等において、防犯に関するボランティア活動

を行う団体等（以下「ボランティア団体等」という。）と協働して活動してもらうため、必要に応じてボランティア団体等の情報を提供する。

（６）防犯活動の推進などに尽力し、その功績が特に顕著であると認められる防犯サポート事業所については、防犯功労団体表彰（安全やまとまちづくり県民会議会長（奈良県知事）表彰）等に推薦を行う場合がある。

（事務局）

第10条 奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度に関する事務局は、奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課に置く。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

奈良県地域の防犯サポート事業所登録（変更）票

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
事業所等名
代表者名
登録番号（既登録事業所等のみ）

印

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第4条第1項の規定に基づき申請します。

なお、記載事項については、奈良県が公開することを認めます。

（2 事業所等の詳細欄は非公開）

1 事業所等の登録事項

(フリガナ) 事業所名			
代表者名			
所在地	〒		
電話番号			
F A X			
U R L	http://		
活動の内容	(別紙2「防犯サポート事業所等活動メニュー」から選んでください。)		
	合計 点		
現在の活動状況	1 現在、自主防犯活動を実施している。 2 新たに自主防犯活動を始める。		
事業所等のPR等			

2 事業所等の詳細

主な業務内容					
事業所等の数		奈良県内 箇所		奈良県外 箇所	
従業員数		人		車両台数 台	
代表者	氏名(フリガナ)	()			
	役職名			生年月日	年 月 日
担当者	部署			役職	
	氏名(フリガナ)	()			
	連絡先	電話			
		F A X			
		E-mail			

※ 申請は、本登録票と別紙2「防犯サポート事業所等活動メニュー」に必要事項を御記入の上、奈良県安全・安心まちづくり推進課あて、メール送信又は印刷して送付してください。

※ 「1 事業所等の登録事項」の情報は、奈良県のホームページに掲載するほか、事業所等の所在する地域の自主防犯活動団体等に情報提供させていただく場合がありますので、御了承願います。

※ 「活動の内容」は、別紙2から3つ以上、合計7点以上になるように選択してください。

※ 「現在の活動状況」は、1又は2に文字囲みをしてください。

※ 登録内容の変更の場合は、変更項目に文字囲みをし、変更後の内容を記入してください。

第2号様式（第4条関係）



奈良県地域の防犯サポート事業所

登 録 証

事業所等名称

事業所等所在地

登録番号 第 号

奈良県地域の防犯サポート事業所であることを証します。

令和 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県地域の防犯サポート事業所活動結果（成果）報告書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

事業所等名

代表者名

印

登録番号

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第5条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

(フリガナ) 事業所等名			
所在地		〒	
電話番号			
F A X			
担 当 者	部署・役職		
	氏名（フリガナ）		
	連絡先	電話	
		E-mail	
登録の継続希望		☐	登録の継続を希望する。 登録項目の変更がある場合は、「奈良県地域の防犯サポート事業所登録（変更）票」（第1号様式）を提出してください。
		☐	登録の継続を希望しない。 「奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届」（第4号様式）を提出してください。
活 動 内 容		(実施した活動内容を具体的に記入してください。)	

- ※ 別途活動内容がわかる資料がある場合は、上記活動内容の記載に替えて、当該資料を提出していただいても結構です。
- ※ 活動内容については奈良県のホームページで紹介する場合がありますので、御了承願います。
- ※ 活動の紹介に使用する写真があれば、併せて御提出願います。
- ※ 報告は、年度毎にまとめるので、前年度の報告書を翌5月1日までに提出してください。

奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

事業所等名

代表者名

印

登録番号

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第7条第1項の規定に基づき提出します。

事業所等名 (フリガナ)			
所在地		〒	
登録番号			
F A X			
担当者	部署・役職		
	氏名 (フリガナ)		
	連絡先	電話	
		E-mail	
登録抹消日		令和 年 月 日	

取消しの理由	
--------	--

別紙 1

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第3条に規定する登録基準において奈良県が登録しないことが適切であると判断する場合とは、事業所等が下記(1)から(5)までのいずれかに該当する場合のことをいう。

- (1) 役員等（法人にあつては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体にあつては代表者、理事等その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

※ 上記(1)から(5)までの規定については、その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体又はその構成員について準用する。この場合において、「暴力団」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体」に、「暴力団員」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体の構成員」に読み替えるものとする。

交通安全サポート事業所活動メニュー

活動メニュー	点数 1点～3点	該当 ○	活動点数 (合計加算)
A 地域における交通安全活動			
① 地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。(少なくとも年2回以上)	1		
② 地域の自治体・団体と連携し、立哨活動等の交通安全活動を行います。	2		
③ 事業所等周辺のヒヤリハット体験を活かし、危険箇所等を道路管理者等へ情報を提供します。	1		
④ 奈良県内に反射材用品を普及させるため、住民が着用しやすい反射材用品を生産します。	3		
⑤ 奈良県内に反射材用品を普及させるため、率先して販売します。	3		
⑥ 運転免許を自主返納した高齢者に、割引等の特典を設けて優遇します。	3		
B 地域の安全ボランティア活動への支援			
① 地域の交通安全ボランティア団体に活動資材、交通安全啓発物品等を提供します。 (事業所等名を入れることができます。)	3		
② 地域の交通安全ボランティア団体等に活動支援金を提供します。	3		
③ 地域の交通安全ボランティア団体等に資材置き場、活動場所等の拠点を提供します。	1		
C 県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)における活動			
① 奈良県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)期間において(地域の交通安全活動団体と連携し)、積極的に交通安全を啓発する活動を行います。	2		
② 奈良県内の交通安全県民運動(交通事故防止運動)期間において、反射材用品等の交通安全啓発物品を交通安全活動団体等に提供します。 (事業所等名を入れることができます。)	3		
③ 奈良県内の危険箇所等交通安全総点検を行い、道路管理者等へ情報を提供します。	1		
④ 違法・迷惑駐車等について管内の警察署等へ情報を提供します。	1		
D 各種イベントにおける啓発活動			
① 不特定多数が参加するイベントで、交通安全を啓発する活動を行います。	2		
② 不特定多数が参加するイベントに対し、反射材用品等の交通安全啓発物品を提供します。 (事業所等名を入れることができます。)	3		
E 地方公共団体等への協力			
① 奈良県内の地方公共団体等が横断歩道に設置する道路照明灯の機器費及び設置費を可能な範囲で負担します。	3		
② その他交通安全施設等に係る費用を可能な範囲で負担します。	3		
F 顧客に対する交通安全活動			
① 事業所等の製品(商品、買い物袋等)や印刷物、封筒等に「交通安全サポート事業所」や交通安全のスローガン等を掲載します。	2		
② 事業所等において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言します。 (ハンドルキーパー運動への参加)	1		
③ 顧客に対し、交通安全情報を提供します。(シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用等)	2		

活動メニュー		点数 1点～3点	該当 ○	活動点数 (合計加算)
G 従業員等の交通安全意識の向上				
① 事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載します。	1			
② Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行います。	1			
③ 事業所等用自動車に、「交通安全」、「安全運転宣言車」、「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり」等のステッカーやシールを貼付して走行します。	3			
④ 後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底します。	2			
⑤ 事業所等を挙げた交通安全キャンペーン(法定速度走行、飲酒運転の根絶等)を実施します。	2			
⑥ 従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。	1			
⑦ 事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示します。	2			
H 従業員等に対する交通安全教育				
① 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。	2			
② 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。	2			
③ 事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底します。	1			
④ 従業員に対し、自転車の安全な利用について等、交通安全に関する研修を実施します。	2			
⑤ 従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。	1			
⑥ 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。	2			
I 車両の安全性の確保				
① 事業所等用車両及びマイカーについて、法定点検の確実な実施を行います。	3			
② 事業所等用車両の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。	1			
③ 事業所等用車両にタコグラフ、ドライブレコーダー等を導入します。	3			
J その他				
上記以外で自主的に行う交通安全活動	1			
()	2			
	3			
合 計 点 数 (7 点 以 上)				0

(点数の基準)

- 1点 すぐの実施できる比較的簡単なもの
- 2点 実施するには一定の拘束時間や人手等を提供する必要があるもの
- 3点 資金提供を行う等の負担がかかるもの

(登録の対象)

奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する企業、事業所又は団体

(登録の基準)

以下の基準全てに該当する場合に登録を行います。ただし、公序良俗に反する事業所等の活動を行うもの、その他奈良県が登録しないことが適切であると認める場合は除きます。

- ① 交通安全サポート事業所活動メニューに基づき、交通安全活動を自主的かつ積極的に実施するものであり、当該メニューの合計点が7点以上となる活動を行える。
- ② 継続して交通安全活動を行うことができる。
- ③ 必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ他のボランティア活動団体との連携が可能である。
- ④ 自主的な交通安全活動について、奈良県に対し、実施結果報告が可能である。

※申請から登録までに1ヶ月程度かかりますので御了承願います。